

重 要 事 項 説 明 書

きのこ倶楽部

指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護

令和 7 年 4 月 1 日現在

当事業所は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要、提供されるサービス内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通り説明します。

当サービスの利用は原則として要介護認定の結果「要介護」または「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者
 - (1) 法人名 社会福祉法人 新生寿会
 - (2) 法人所在地 岡山県井原市木之子町 2 4 1 6 - 1
 - (3) 電話番号 0 8 6 6 - 6 2 - 2 2 0 0
 - (4) 代表者氏名 理事長 佐々木 健
 - (5) 設立年月 昭和 5 6 年 1 月 8 日
2. 事業所の概要
 - (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護
指定介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (2) 介護保険事業所番号 3390700163
 - (3) 事業所の名称 きのこ倶楽部
 - (4) 事業の目的 指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従事者（以下「従業者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。
 - (5) 事業所の所在地 井原市木之子町 2 4 1 6 - 1
 - (6) 電話番号 0 8 6 6 - 6 2 - 2 1 5 5
 - (7) 管理者氏名 脇谷 直希
 - (8) 通常の事業の実施地域 井原市
 - (9) 営業日・営業時間 3 6 5 日・2 4 時間
 - (10) 運営方針
 - 1 要介護者及び要支援者が可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護その他の必要な日常生活上

の世話及び機能訓練を行い、孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当なサービスを提供する。
- 3 当サービスの実施に当たっては、井原市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 5 提供する当サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

(11) 事業所の職員体制

- 1 管理者 1 名

事業所を代表し、業務の総括を行います。

- 2 介護支援専門員（計画作成担当者） 1 名

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行います。

- 3 介護職員 3 名以上

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行います。また、宿泊に対して、1 名以上の夜勤者を配置します。その他自宅で生活している方々に対し宿直または夜勤 1 名以上配置します。

- 4 看護職員 1 名以上

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行います。

- (12) 営業日 3 6 5 日

- (13) 営業時間
- ① 通いサービス提供時間 基本時間 8:00～17:00
 - ② 宿泊サービス提供時間 基本時間 21:00～7:00
 - ③ 訪問サービス提供時間 24 時間

- (14) 登録定員 25 名

(通いサービス定員：15 名、宿泊サービス定員：5 名)

(15) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室となります、居室の割り当ては事業所の判断に委ねられます。その他ご不明な点は、担当者にご相談ください。

居室・設備の種類	部屋数	備 考
宿泊室	3	トイレ・洗面（2部屋）、収納スペース有
談話室兼宿泊室	2	収納スペース有
相談室兼事務所	1	収納スペース有
食堂・居間・台所	1	生活動作機能訓練
浴室	1	手すり・浴室暖房有
その他	身障者便所、洗濯室、汚物処理室 等	

3. 介護保険の給付対象となるサービスとその他

(1) 介護保険対象となるサービス

下記に記すサービス内容をどのように組み合わせ、どのような頻度で行うのか、利用者や利用予定者と協議し小規模多機能型居宅介護計画及び、介護予防小規模多機能居宅介護計画（以下「計画書」という）に定めます。

〈サービスの概要〉

・小規模多機能型居宅介護計画書（介護予防小規模多機能型居宅介護計画書）の作成

- ① 事業所は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加等を図り、利用者の心身の状況や希望、その置かれている環境等を考慮しながら、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせ利用者の地域での生活を支えるものです。事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で計画書を作成いたします。
- ② 利用者に応じて作成した計画書について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。
- ③ 作成した計画書は利用者に交付します。
- ④ 作成にあたっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画書の変更を行います。

・相談・援助等

利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。

・通いサービス

事業所のサービス拠点において、日常生活上必要なお手伝い、機能訓練等を行います。

・宿泊サービス

事業所のサービス拠点に宿泊していただき、日常生活上のお手伝い、機能訓練等を行います。 ※宿泊費は別途いただきます。

・訪問サービス

利用者のご自宅にお伺いし、日常生活に必要なお手伝い、機能訓練等を行います。

訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、電気、ガスを含む）は、無償で使用させていただきます。

通いサービス・宿泊サービスに関する内容

① 食事

食事の提供及び食事の介助をお手伝いします。

生活リハビリの一環として、職員と一緒に調理を行います。

また、必要な材料を住み慣れた地域のお店に買い物に出かけたりすることをお手伝いします。

身体の状態、嗜好等を考慮したお食事を準備いたします。

ご希望の時間にお食事の提供ができるよう配慮致します。

※食事代は別途いただきます。

② 入浴

入浴または清拭を行います。

衣服の着脱、身体の清拭、洗身や洗髪等の介助を行います。

ご希望の時間に入浴のお手伝いができるよう配慮致します。

※入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

利用者の心身の状況に応じて、適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についてもお手伝いします。

※おむつ等が必要な場合、自宅よりご準備下さい。必要時はパンツや紙おむつの料金をお支払いいただく場合があります。

④ 機能訓練（生活リハビリ）

利用者の心身の状態に適した機能訓練等を行い、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

※材料費が必要な場合、別途いただくことがあります。

⑤ 健康チェック

利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

訪問サービスに関する内容

① 排泄介助

利用者の心身の状況に応じて、適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についてもお手伝いします。

② 食事

食事の介助を行います。

③ 清拭等

入浴（全身浴・介助浴）の介助や清拭、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。

④ 体位変換

床ずれ予防のため、体位変換を行います。

⑤ 買い物

利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。

⑥ 調理

利用者の食事の援助を行います。

⑦ 住居の掃除

利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

⑧ 洗濯

利用者の衣類等の洗濯を行います。

その他

利用者の安否確認等を行います。

＜事業所の禁止行為＞

次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者又はその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除等）
- ⑥ 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動等その他迷惑行為

（２）介護保険対象外となるサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。（利用料金表は別紙にて）

- ・食事代
- ・宿泊代
- ・テレビ使用料（個室へのテレビ設置を希望した場合）
- ・洗濯代（事業所内での洗濯を希望した場合）
- ・当事業所で準備した紙おむつ等の費用
- ・レクリエーション、クラブ活動等の材料費

4. サービス利用料金（利用料金表は別紙にて）

（１）サービス利用料金について

- ①通い、訪問、宿泊（介護費用分）すべてを含んだ１ヶ月単位の費用額
- ・利用料金は１ヶ月ごとの包括費用（定額）です。要介護ごとに単位（金額）が異なりますのでご注意ください。

- ・月ごとの包括費用ですので、利用者の体調の変化や状態変化等により小規模多機能型居宅介護及び、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または、多かった場合であっても日割り計算は致しません。
- ・月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて、日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは下記の事を指します。

登録日 …利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日。

登録終了日…利用者と当事業所の利用契約が終了した日。

- ・利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

（２）利用料金の支払い方法について

サービス利用料金、費用について、当月の１日から末日までを１ヶ月ごとに計算して、翌月の１５日頃までに請求書を発行します。ご指定口座からの自動引き落とし（毎月利用月の翌２６日）となります（手数料はかかりません）。

５． サービスの提供に当たって

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- ② 当事業所は、計画書に定められた内容を基本としていますが、利用者の日々の様態や希望等を考慮し、適時適切に各サービス（通い、訪問、泊まり）を組み合わせ提供するものです。
- ③ 利用予定日前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス実施日前日までに事業所に連絡をお願い致します。
- ④ 事業所の稼動状況によっては、利用者の希望する日時にサービス提供ができない場合があります。その場合、他の利用可能日時を利用者に提示し協議させていただきます。

６． 苦情の受付について

（１）事業所における苦情の受付

- ①当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情相談窓口	解決責任者	管理者 脇谷 直希	
	受付担当者	菅野 正則	
受付時間	8:00～17:00		
電話番号	0866-62-2155	FAX 番号	0866-62-2669

※ 担当者が不在の場合、当事業所の職員が承り担当へ申し送ります。

※ 上記以外に各市町村の相談、苦情窓口相談及び苦情を伝えることができます。

①	・ 窓口	井原市介護保険課
	・ 電話番号	(0866) 62-9519
	・ FAX	(0866) 65-0268
②	・ 窓口	岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険（介護サービス苦情処理係）
	・ 電話番号	(086) 223-8811
	・ FAX	(086) 224-9109

②円滑かつ迅速に苦情処理を行うため、以下の処理体制・手順で対応致します。

1. 苦情を受けた各職員が苦情受付記録に記載し、苦情担当者（相談窓口）へ申し送る。
2. 苦情についての事実確認をする。
3. 必要に応じて会議を行い、処理方法の決定をする。
4. 必要に応じて各機関との処理連携を行う。
5. 処理方法について利用者、家族に確認をする。
6. できるだけ迅速に行う。
7. 今後、同じ事が起こらないように原因を追究し、再発防止に努める。

7. 事故発生時について

- ① サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は利用者に対する介護サービスの提供に当たって賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。その責任の範囲は事業所の加入する損害賠償保険によるものとする。
- ③ その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その原因を明らかにし、再発防止の対策を講じます。

8. 緊急時の対応について

当事業者は、利用者が急病またはケガにより診断、治療が必要となった場合は、速やかに「119」通報及び、利用者の主治医又は協力医療機関において速やかに治療が受けられるよう、必要な措置を講じます。

9. 非常災害時等の対応について

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、避難救出その他必要な訓練を年2回以上実施し、利用者も参加していただきます。

10. 運営推進会議設置について

当事業所の行う、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、事業所の評価、サービスの質の確保を図ることを目的として、下記の運営推進会議を設置しております。

＜運営推進会議＞

構成員：利用者、利用者の家族、地域住民の代表、井原市職員、または地域包括センター職員、
小規模多機能型居宅介護について知見を有する者他

開催：概ね2ヶ月に1回

会議録：運営推進会議の内容、事業の評価に関する事、要望、助言等を記録し作成します。

事業所評価日：令和7年3月27日 運営推進会議にて 評価結果は事業所内にて閲覧

1 1. 協力医療機関、バックアップ施設について

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本とします。また、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関＞

きのこ診療所	所在地 井原市西方町1425-1 連絡先 0866-62-7020
川上歯科	所在地 井原市西方町144-1 連絡先 0866-63-0606

1 2. 秘密保持

- ① 事業所の従業者は正当な理由が無い限り、利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を漏らしません。
- ② 退職等の理由により、職員の資格を喪失した後においても、同様の措置を講ずるものとします。
- ③ 従業者がサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合、事業者は利用者、及び家族等からの同意を得た上で行うものとします。

1 3. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難救出その他必要な訓練を年2回以上行います。

1 4. 身体拘束

原則として身体拘束は行いません。ただし、利用者または他者へ対して生命・身体を保護するために、緊急やむを得ない場合は事業所に掲示している適切な手順に添って対応させていただきます。

1 5. 衛生管理

事業所内、使用物品は日々の清掃・消毒を施す等衛生管理に留意し、従業者は研修や勉強会を通じ、感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を行っていきます。

1 6. 虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の体制を整えています。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その内容を周知徹底します。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待防止の研修会の担当者を置き、定期的に研修会を開催します。
- ④ 従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町

村に通報します。

17. 感染症の予防及びまん延防止

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底するため、委員会の開催、指針整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を行っていきます。

18. ハラスメント対策

職場における上司、同僚または、利用者やその養護者からのあらゆるハラスメント対策に
取り組み、相談窓口を設置しております。

19. 業務継続計画 BCP の策定

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、
必要な研修、訓練（シミュレーション）を行っていきます。

20. その他の留意事項

- ・ 所持金品は、自己の責任で管理ください。紛失等の事故については責任を負いかねます。
- ・ 事業所内での宗教活動や政治活動、勧誘、及びそれに準ずる行為はご遠慮ください。
- ・ 他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。
- ・ 事業所の設備や器具は、本来の用法等を守りご使用ください。万一破損等が生じた場合、弁償していただく事があります。
- ・ アメ等喉に詰まりやすい物の持ち込みはご遠慮ください。

その他飲食物の持ち込みは事前に職員へ伝えて下さるようお願いします。

きのこ倶楽部利用契約書

指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護

_____様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 新生寿会（以下「事業者」という。）は、契約者が小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを受け、それに対する利用料を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来る様に支援することを目的として、契約者に対し、第4条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービスの内容、利用日、利用時間、費用等の重要事項は、「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新される物とし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 1 事業者の管理者は（以下「管理者」という。）は、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）に契約者の居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画（以下「ケアプラン」という。）、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「個別サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当することとします。
- 2 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達するための具体的なサービス内容等を記載したケアプランを作成します。
- 3 事業所は、ケアプラン及び個別サービス計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または契約者もしくは家族等の要請に応じて、ケアプラン及び個別サービス計画について変更の必要があるかどうか調査し、その結果、必要があると認められた場合に

は、契約者及びその家族と協議してケアプラン及び個別サービス計画を変更するものとします。

- 5 前項の変更に際して、医療系サービスなどケアプランが変更となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、ケアプラン及び個別サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条（介護保険給付サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所のサービス拠点において契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下「通いサービス」という。）、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下「訪問サービス」という。）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」という。）を柔軟に組み合わせ、個別サービス計画に沿って提供します。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者その合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える小規模多機能型居宅介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は介護保険給付対象外のサービスとして、小規模多機能型居宅サービスにおいて「重要事項説明書」に定めるサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービス提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても、わかりやすく説明するものとします。

第6条（運営規定の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者とともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合症の記載に準ずる）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受

けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

- 3 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は、食費、宿泊にかかわる費用、おむつ代、その他日常生活上必要となる諸費であって、契約者に負担させることが適当と認められる費用。
- 5 契約者は、前4項に定めるサービス利用料金を1ヶ月ごとに計算し、これを翌月20日までに支払うものとします。

第8条 (利用日の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、利用期日において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業員の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第9条 (利用料金の変更)

- 1 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章 事業者の義務

第10条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の健康管理を適切に行うために、主治医と密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 4 事業者は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等

地域との交流を図るものとします。

- 6 事業者は、契約者に対する小規模多機能型居宅介護の提供について記録を作成し、それを完結日から 5 年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第 11 条（守秘義務）

- 1 事業者及び従事者は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第 12 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従業者が契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮するものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 13 条（契約者の禁止行為）

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 決められた場所以外での喫煙。
- 二 サービス従業者又は他の利用者に対し、迷惑行為を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- 三 その他、決められた以外の物の持ち込み。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 14 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき自由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 15 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくは従業員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 17 条（契約の終了自由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 18 条（契約者からの中途解除）

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

一 第 9 条 3 項により本契約を解約する場合

二 契約者が入院した場合

第 19 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一 従業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める小規模多機能型居宅介護サービスを実施しない場合

二 事業者もしくはサービス従業者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合

三 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 20 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二 契約者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 21 条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第 17 条から第 19 条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第七章 その他

第 22 条（苦情処理）

事業所は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 23 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	社会福祉法人 新生寿会
	岡山県井原市木之子町 2416-1
説明者	きのこ倶楽部
	岡山県井原市木之子町 2416-1

事業者 社会福祉法人 新生寿会
理事長 佐々木 健宛て

私は、本書面に基づいて、職員から上記重要事項及び利用料金の説明を受け、サービス開始に書面により同意します。

令和 年 月 日

事業者 事業者名 社会福祉法人 新生寿会
住 所 〒715-0004
岡山県井原市木之子町 2416-1
代表者名 理事長 佐々木 健

事業所 事業所名 き の こ 倶 楽 部
住 所 〒715-0004
岡山県井原市木之子町 2416-1
事業所番号 3390700163

契約者

(利用者)

住所_____

氏名_____印

(家族・代理人)

住所_____

氏名_____印

個人情報使用の同意について

個人情報の使用に関してサービス提供に必要な場合、他事業所等への情報提供（サービス担当者会議等）、行政等の指導評価を受ける場合等正当な理由がある場合において、私及び家族（代理人）の個人情報を利用することに同意します。

（利用者）

住所_____

氏名_____印

（家族・代理人）

住所_____

氏名_____印

住所_____

氏名_____印